

論文審査の要旨及び審査委員

(2, 000字程度)

報告番号	甲 第 18 号		氏 名	目黒 力	
論文審査 審査委員	氏 名		職 名	氏 名	
	主 査	湯沢 昭	教 授	委 員	
	委 員	岡野 素之	教 授		
		王 鋒	教 授		
		森本 章倫	教 授		
森田 哲夫		教 授			

現在の我が国においては少子高齢化や人口減少社会の到来による地方都市の公共交通機関の確保が大きな課題としてある。その中で、交通政策基本法が平成 25 年 12 月に交付・施行された。交通政策基本法は、我が国の交通政策の進め方に関する枠組みを示したものである。同法は、交通に関する基本的な施策の策定と実施について国及び地方公共団体の責務とし、交通施策に関する基本的な計画（交通政策基本計画）を策定することとしている。以前より国や地方自治体は、地方再生のため様々な施策を打ち立てるべく努力をしていたが、同法により大きな枠組みを示された事になった。現在地方都市は、住民や移動制約者などにも対応する地域公共交通サービスの維持・拡充をするため、厳しい財政状況の中で効果的な施策を模索し実施すべく鉄道、路線バスを始めとする公共交通機関の再編や見直しが進められている。

申請論文は、地方都市における公共交通機関の実態を明らかにし、地域住民特に高齢者や障害者をはじめとした移動制約者の外出支援の方策、すなわち移動制約者の外出機会をいかに保障するための地域公共交通の果たす役割について検討したものである。地域における公共交通機関の平等とは外出支援つまり地域住民の「移動機会の保障」であり、また過度に進んだモータリゼーションに対する地域交通のセーフティーネットとしても既存公共交通の再活性化が必須かつ急務である。具体的には、地域住民の外出支援を図るため現在実施されている地域公共交通の事例を通して実態を検討し、統括的かつ客観的に地方公共交通の方策と今後長期に持続可能な地域公共交通システムについて検討している。

論文は、全 8 章から構成されており、その概要は以下の通りである。第 1 章では、序論として研究の背景と研究の方向性と枠組みについて示した。第 2 章では、既存研究を整理し本研究の目的を明示した。第 3 章では、地方都市における公共交通機関の現状を法制度、事業運営、利用者の 3 つの側面から整理している。第 4 章では、群馬県沼田市を事例に路線バスの現状と課題について住民調査からその再編方法について述べている。第 5 章では、デマンド型交通の現状と課題について群馬県の事例からその分類を試み、群馬県甘楽町の事例を基に検討した。第 6 章では、自家用有償運送として福祉有償運送ならびに過疎地有償運送を取り上げ、群馬県の事例を通し事業所と利用者調査からその現状と課題を検討している。第 7 章では、タクシーの活用について先行事例として山口県山口市の事例を検討した後、群馬県前橋市を事例にグループタクシーの社会実験とその成果について述べており、第 8 章は総括であり、今後の地方都市における地域公共交通機関の課題と施策そして外出支援のあり方について述べている。

博士学位論文の予備審査においては、審査員から多様な意見や修正依頼があった。中でも予備審査時の論文題目である「地方都市における公共交通の実態と対策に関する研究」ではテーマの内容が広すぎるとの意見を反映して「地方都市における地域公共交通の実態と外出支援に関する研究」と変更した。また題目に「外出支援」という単語を入れたことにより、群馬県における高齢者や障害者の外出支援の実態についても言及した。また総括では、予備審査時には各章における結論と課題を整理していたが、修正後は本論文の成果を地域公共交通の再編を検討している自治体などが参考となるように内容を大幅に修正した。本申請論文はこれからの地方都市における地域公共交通を策定する上で非常に有用な研究成果であると思われる。

以上のような博士学位論文の審査結果を踏まえ、併せて申請者の既発表論文の内容や最終審査における質疑応答、最終試験の結果から総合的に評価し博士学位論文として合格と判断した。